

契約関係等に関するご質問(FAQ)

Q. どのような契約条件・契約書がありますか？

以下のような種類があります。

お受けする業務の種類によって以下の契約書の締結が必要となる場合があります。

1. TÜV Rheinland Japan Ltd. 一般契約書(試験及び認証規則ならびに一般取引条件)
2. TÜV Rheinland LGA Products GmbH 一般契約書(試験および認証規則ならびに一般取引条件)
3. その他の認証機関の認証書発行に関する契約関連文書
4. その他の外部業務委託に関する契約関連文書

Q. 機密保持契約(NDA)の締結はありますか？

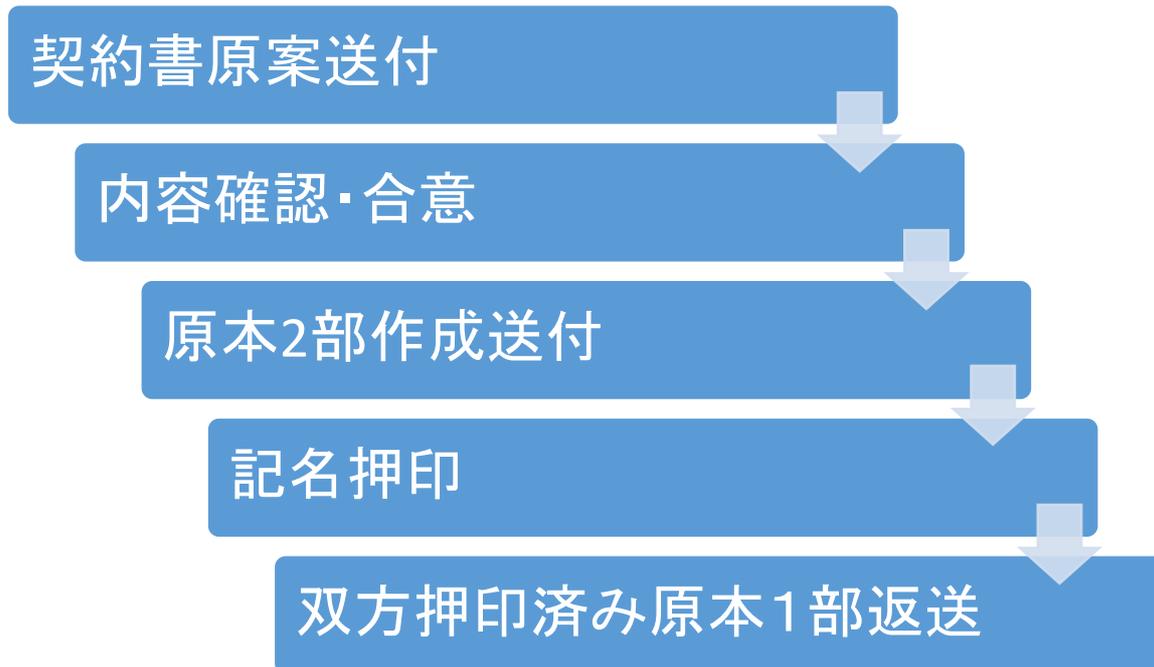
弊社は信用をビジネスの基本としております。従って、NDAの有無に係らず、業務はすべて機密保持を前提としております。『一般取引条件』General Terms and Conditions of Business of TÜV Rheinland Japan Ltd.の 10) 機密保持の項目をご確認頂きます様をお願い致します。多くのお客様にはこちらをご確認頂いたうえで、別途 NDA の締結は省略頂いております。ご希望があれば別途契約締結を検討させて頂くことは可能です。

Q. 機密保持契約(NDA)の書式規定はありますか？

NDA の書式はございます。ご希望があればお送りさせていただきます。

締結までの手順・注意事項は次ページ以降をご参照下さい。

機密保持契約書・NDA 締結の手順



注意事項

1. 契約の有効期間は必須となります。期間は最長3年でお願いします。
2. 機密保持義務などの存続期間についても、無期限とすることはできません。適宜な期間、最長5年を設定させていただきます。
3. 業務範囲に認証行為が含まれる場合は、法令・規格要求に従い契約終了後も機密情報・返還・破棄を免除とさせて頂く場合がございます。
4. 以下は記入必須事項となります。
①本店（住所）及び商号（社名） ②代表者の肩書き及び氏名 ③目的（NDAの対象となる製品名またはプロジェクト名、適用される試験規格等）
5. 和文の場合は、原則的に記名押印で行います。英文の場合は、自筆署名で行います。
6. 弊社は、代表印を押印致します。お客様も同様に代表印の押印をお願い致します。

機密保持契約書
(以下「本契約」という)

当事者:
 テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社(本店所在地:〒223-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜
 3-10-1) (以下「甲」という)
株式会社 (本店所在地: **東京都中央区銀座1-1-1**) (以下「乙」という)

本契約当事者の一方を「当事者」、本契約当事者の双方を「両当事者」というものとする。
 甲及び乙は、下記の役務の提供について合意した。
国内加圧設備設計製造・検査業務株式会社 (以下「本目的」という)

本目的の遂行に際して当事者間において秘密情報の授受がなされるが、両当事者は以下のとおり合意する。

① 契約者（お客様）正式名称（商号）をご記入下さい。

② 守秘義務の対象と目的の詳細をご記入下さい。
 (例：業務名・製品名・型式番号・試験規格名称等)

1. 秘密情報

1.1 本契約における「秘密情報」とは、一方の当事者（以下「発信当事者」という）から他方の当事者（以下「受信当事者」という）に対して直接又は間接に提供、供与又はその他の方法により開示される、一切の情報、書類、映画、図面、専門知識、ノウハウ、データ、注記、見本及びプロジェクト書類を意味するものとする。対価情報、技術情報、業務情報、販路情報、営業情報、その他本条（本条を含む）に関する情報、従業員若しくは役員に関する情報又は取引関係の密接及び親密に関する情報は、いずれも秘密情報に含まれるものとする。

1.2 秘密情報の記録化の有無、記録媒体の如何、口頭による秘密情報の伝達の場合であっても当該秘密情報の印刷物又は電磁的方式による記録化の有無は、秘密情報該当性の判断に相關係とする。

2. 機密保持義務

2.1 本契約に基づき両当事者により受信当事者に対して提供され又はその他の方法で受信当事者の用に供された一切の秘密情報は、以下の定めに従うものとする。

- ⓐ 両当事者の書面による同意なき限り、本目的のためにのみ利用するものとしなければならない。
- ⓑ 方式の如何を問わず、受信当事者において複製、創出、公開、その他の方法で伝達してはならず、受信当事者による複製は本目的の遂行の目的のみに限定されるものとする。
- ⓒ 受信当事者が自己の秘密情報に対すると同様の管理性義務をもって、受信当事者において秘密性を保持しなければならない。

2.2 受信当事者は、本目的に基づく役務提供のために知得することが必要となる関係員又はアドバイザーに対してのみ、両当事者から提供された秘密情報を開示するものとする。受信当事者は、当該関係員及びアドバイザーに対して本契約におけるのと同程度の機密保持義務を課すものとし、当該人員が当該義務を適切に遵守することを確保するものとする。

2.3 関係員又は関係員に対する指令上の義務に基づく秘密情報の開示は、許ばられないものとする。

- 7.1 本契約の修正又は追加は、両当事者の権限ある代表者が書面にて合意した場合に限り有効となるものとする。
- 7.2 本契約に抵触して口頭の合意は存在しない。
- 7.3 相手当事者の事後的書面による同意なき限り、本契約に基づく権利義務を譲渡してはならない。
- 7.4 本契約上の条項の全部又は一部が無効となった場合には、当該事由は他の条項の有効性に影響を及ぼさないものとする。両当事者は、当該無効となった条項について、両当事者の意図に法律上及び経済上最も近い意味になるように合意する義務を負うものとする。本契約に抵触しない欠陥がある場合にも同様とする。
- 7.5 本契約は日本法に準拠する。本契約に關連する一切の紛争は日本国、裁判の管轄所において解決するものとする。

日付 2014年6月5日 場所 東京

※追加製品株式会社
代表取締役
藤田一郎

③契約者（お客様）・住所（本店）・社名（商号）・署名者の肩書き・氏名をご記入下さい。

日付 2014年6月5日 場所 横浜

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社
トビアス・シュバインフルター
代表取締役